

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 2 8 回 本 部 会 議

日時：令和2年11月26日（木）16：00～

場所：本庁3階テレビ会議室等

1 開 会

2 議 事

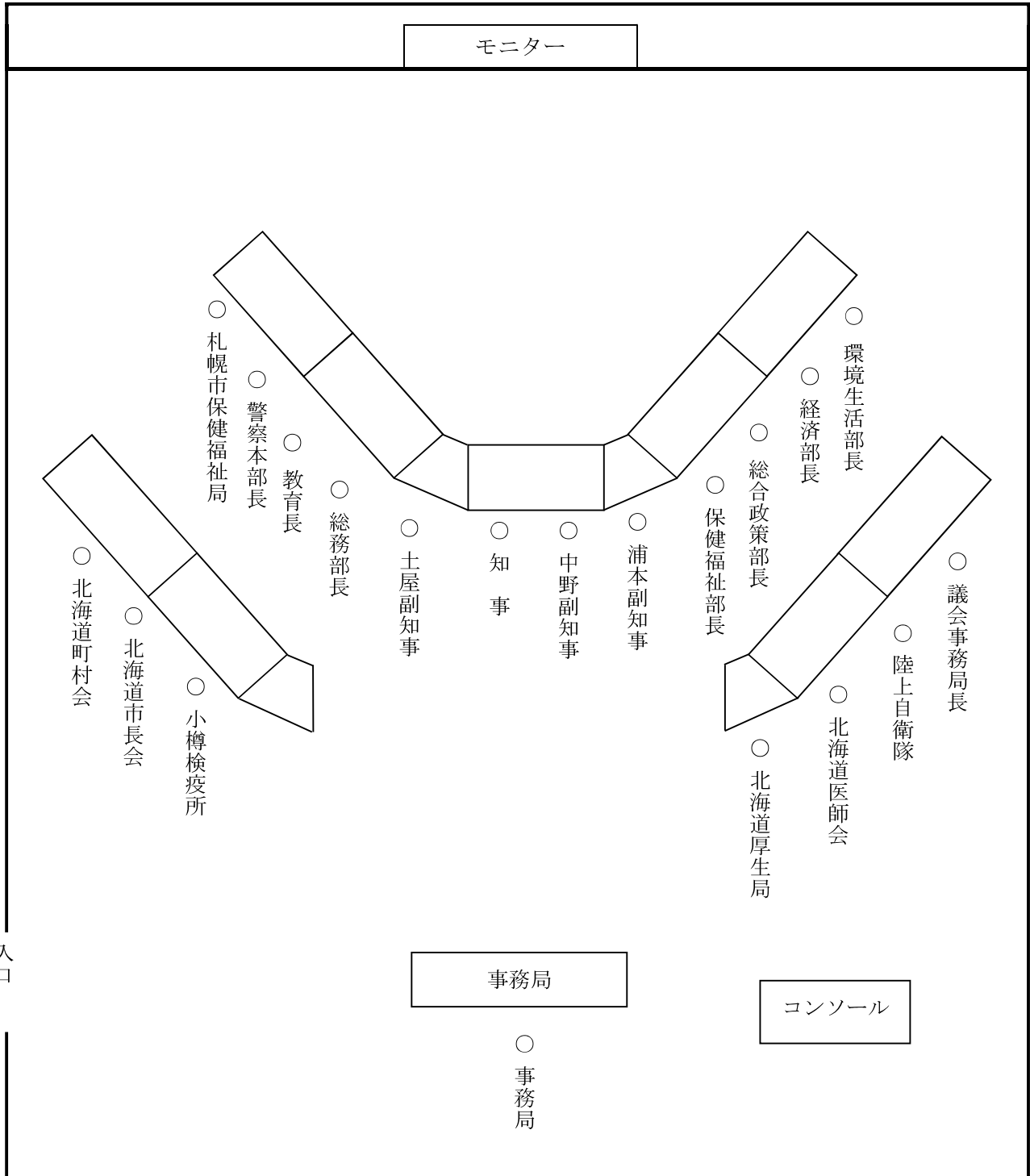
- (1) 今後のステージの運用（案）及び
感染拡大防止に向けた施策について（案）（協議事項）

3 閉 会

資料1-1	今後のステージの運用について（案）
資料1-2	札幌市の感染状況について
資料2	感染拡大防止に向けた施策について（案）
資料3	今後のステージの運用及び対策（道案）に対する主な意見
資料4	「人権侵害防止啓発ポスター」について
参考資料	新型コロナウイルス感染症について

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 配席図

〔本庁3階テレビ会議室〕
令和2年(2020年)11月26日(木)



第28回 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議出席者名簿

日時: 令和2年11月26日(木)

場所: 本庁3階 テレビ会議室

(本部員)

所 属	職 名	氏 名
北海道(本部長) (副本部長) (副本部長) (副本部長)	知 事	鈴木直道
	副 知 事	浦本元人
	副 知 事	土屋俊亮
	副 知 事	中野祐介
総務部	部 長	平野正明
	職 員 監 理	松浦英則
総合政策部	危 機 管 理 監 理	野村聡史
	部 長	倉本博一
	知 事 室 長	濱坂真一
	地 域 振 興 監 理	佐々木徹彦
環境生活部	交 通 企 画 監 理	柏木文彦
	部 長	築地原康志
	東 京 オ リ ン ピ ッ ク 連 携 推 進 監 理	阪正寛
保健福祉部(総合調整員)	ア イ ヌ 政 策 監 理	長橋聡徹
	部 長	三瓶徹一
経済部	少 子 高 齢 化 対 策 監 理	京谷栄邦
	部 長	山岡隆寛
	観 光 振 興 監 理	大谷内隆則
農政部	食 産 業 振 興 監 理	小田原輝和
	部 長	小田原輝和
水産林務部	食 の 安 全 推 進 監 理	宮田大也
建設部	部 長	佐藤卓也
	建 築 企 画 監 理	小林敏光
出納局	会 計 管 理 者	三井真也
企業局	北 海 道 公 営 企 業 管 理 者	佐々木誠也
道立病院局	病 院 事 業 管 理 者	鈴木信寛
議会事務局	次 長	黒澤政之
北海道教育委員会	教 育 長	小玉俊宏
北海道警察本部	本 部 長	小島裕史

(地方本部)

所 属	職 名	氏 名
空知総合振興局	局 長	高野瑞洋
石狩総合振興局	局 長	佐藤藤則
後志総合振興局	局 長	北谷啓幸
胆振総合振興局	局 長	花岡祐志
日高総合振興局	局 長	北村英則
渡島総合振興局	局 長	鳴海拓史
檜山総合振興局	局 長	永山秀明
上川総合振興局	局 長	中島俊明
留萌総合振興局	局 長	宇野稔弘
宗谷総合振興局	局 長	竹花賢一
オホーツク総合振興局	局 長	橋本智史
十勝総合振興局	局 長	水戸部裕
釧路総合振興局	副 局 長	河内能宏
根室総合振興局	局 長	遠藤俊充
東京事務所	所 長	森隆司

(オブザーバー)

所 属	職 名	氏 名
厚生労働省北海道厚生局	健 康 福 祉 部 長	里平倫行
陸上自衛隊北部方面總監部	防 衛 課 長	田村秀樹
小樽検疫所	次 長	伊高浩和
札幌市保健福祉局 保健所	感 染 症 対 策 部 長	山口亮
函館市保健所	所 長	山田隆良
一般社団法人北海道医師会	事 業 第 三 課 長	小林淳子
北海道市長会	事 務 局 長	吉澤政昭
北海道町村会	事 務 局 長	山内康弘

今後のステージの運用について (案)

【令和2年11月26日】

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染状況		
	病床全体	うち重症者 用病床	療養者数	検査 陽性率	新規 感染者数	先週1週間 との比較	感染経路 不明割合
全道 11/25	843床	22床	増加 2,300人	増加 8.7%	1,653 人/週	増加	32.8%
うち 札幌市	429床	13床	1,431人	10.1%	1,085 人/週	増加	38.7%
ステージ4 基準	350床	35床	796人	10%	796 人/週	増加	50%

**集中対策期間を12月11日までとし、
札幌市を対象に「ステージ4相当の強い措置」を講じる**

【判断の根拠】

別添のとおり

【基本的考え方】

札幌市内における感染拡大の状況を踏まえつつ、本道の人口の3分の1を占め、都市機能が集積し、人の移動の中核となるなど、社会経済活動の中心的地域という特殊性に鑑み、札幌市内はもとより、北海道全域へのこれ以上の感染拡大を徹底して抑制するため、全道の警戒ステージは3を維持した中で、札幌市に限定してステージ4相当の特措法に基づく強い措置を講じる

札幌市における11月以降の感染状況について

11月以降、新規感染者数は、1週目(11月1日～)、2週目(11月8日～)は倍増で拡大し、その後、直近の1週間では、1.2倍と増加ペースが緩やかになっている。

また、「すすきの地区」においては、ステージ2に移行した10月28日と比較して、人出が約40%下落し、営業時間短縮の要請を行った施設における感染者数も11月6日までの64人(1週間合計)と比較して、11月20日までの1週間では、36人と減少している。

保健所の体制を大幅に強化したことなどにより、検査数は、21日までの1週間で、1,466件と11月初めに比べ倍増するとともに、リンクなしの感染者数の割合は、21日で43%(週平均)と低下傾向、陽性率も依然として10%台であるが、低下しつつある。

一方で、継続して1日に100名以上、11月19日には197名の新規感染者が確認されているほか、直近の年代別割合では、30歳代以下が44%と半数を切る一方、60歳代以上が31%に増加するなど、高齢者の割合が大幅に増加している。

また、集団感染は、10月(21件)と比べて、11月は大きく増加(11月1日～25日の間で48件)し、依然として飲食店等(11件)は多いものの、病院、福祉施設(21件)、事業所(9件)、学校(7件)などに広がっている。

特に医療機関においては、患者数の増加による病床のひっ迫に加えて、集団感染の影響による医療従事者の不足等も相まって、交通事故や急病など、緊急時の医療提供ができなくなる恐れも生じている。

以上のことから、急激な拡大の抑制の兆しも見えるも、未だに相当数の感染者が確認され、依然として、すすきのを中心とした飲食店での感染が一定数発生していること、高齢者の感染が増加していること、また医療施設・福祉施設での集団感染が増加し、医療提供体制のひっ迫度合いがさらに増していることなどを踏まえて、札幌市内においては幅広い行動自粛の継続に加え、国の分科会の提言で感染リスクが高いと指摘されている飲食の場面や重症化リスクの高い方々に焦点を当てた措置を講じる必要がある。

2

札幌市以外の11月以降の状況について

11月以降、新規感染者数は、1週目(11月1日～)、2週目(11月8日～)は倍増で拡大したが、その後、直近の1週間では、1.1倍と増加ペースが緩やかになっている。

検査数は、11月15日から21日までの1週間で1,232件と、11月初めに比べ2.3倍となっており、また、リンクなしの感染者数の割合は、21日には、24%(週平均)となるなど、11月初めに比べ10ポイント以上の低下が見られる。また、陽性率は、6%台で推移している。

一方で、医療施設・福祉施設をはじめとした大規模な集団感染などにより、1日に50名から100名の新規感染者の確認が続いている。

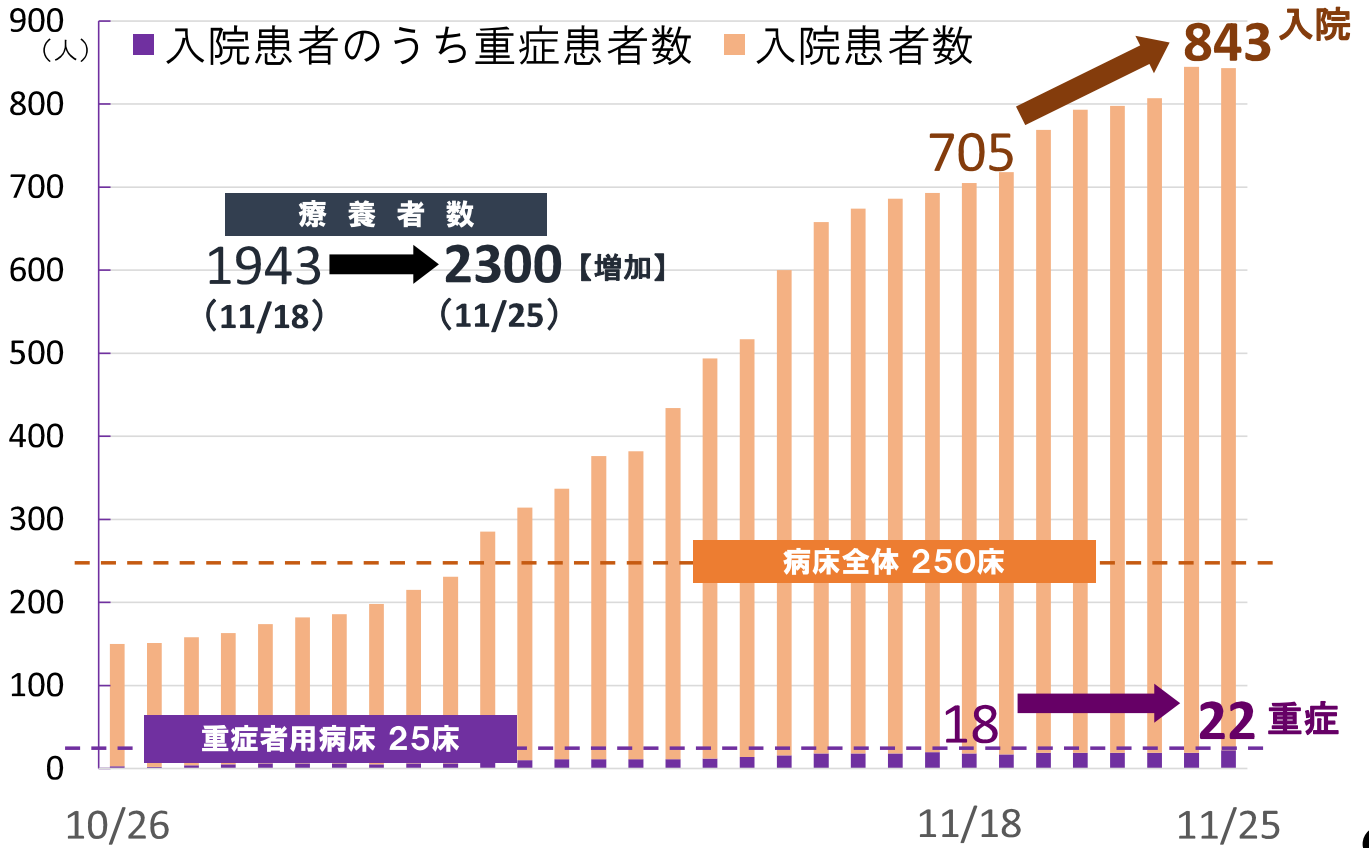
特に医療機関での集団感染の発生は、患者数の増加と相まって病床のひっ迫度合いを増加させており、こうした地域では、医療従事者の感染などによる人員の不足等から、感染症への対応はもとより、交通事故や急病など、緊急時の医療提供ができなくなる恐れも生じている。

年代別割合では、11月25日までの1週間で、30歳代以下が38%、40～50歳代が32%、60歳代以上が30%となっており、幅広い世代で感染が見られるなか、引き続き、高齢者が高い割合を占めている。

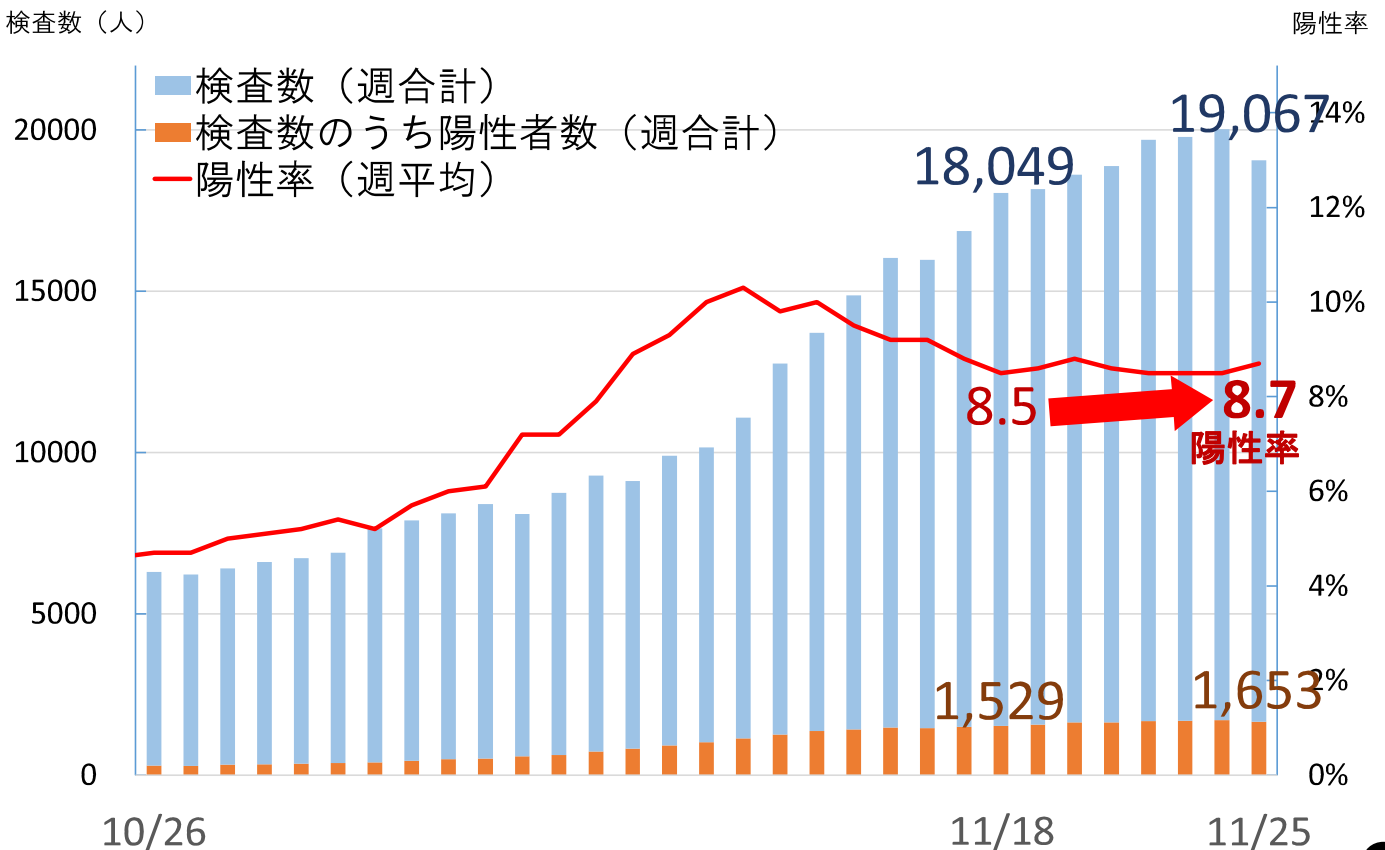
以上のことから、感染者数、リンクなしの割合、陽性率などは札幌市と比べ低くなっているが、依然として多くの感染者が発生していること、また、医療施設等での集団感染などにより医療提供体制のひっ迫度合いが増している地域があることなどから、これまでの要請を継続することに加えて、重症化リスクの高い方々に焦点を当てた行動変容を要請していく必要がある。

3

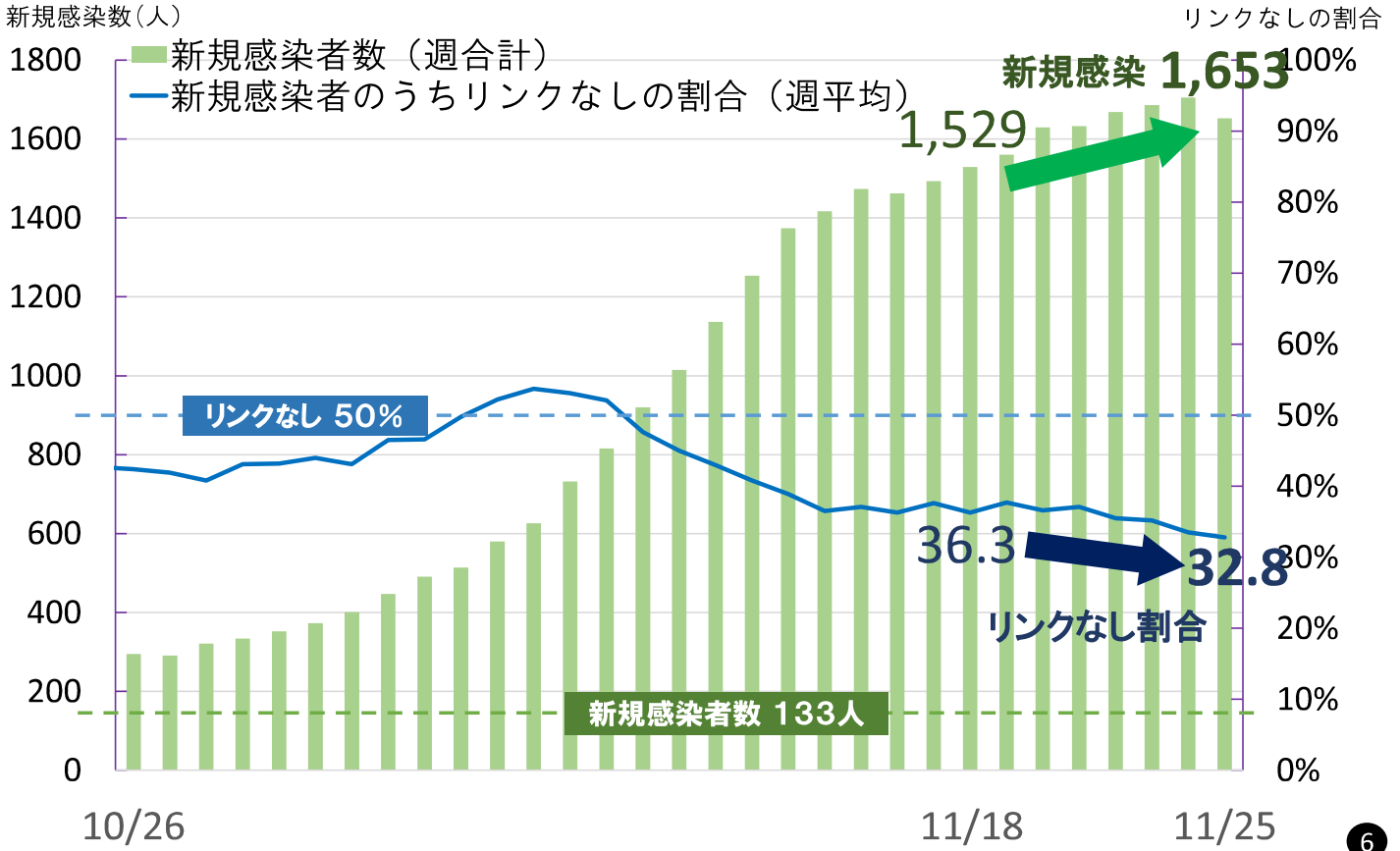
医療提供体制等の負荷(指標①)



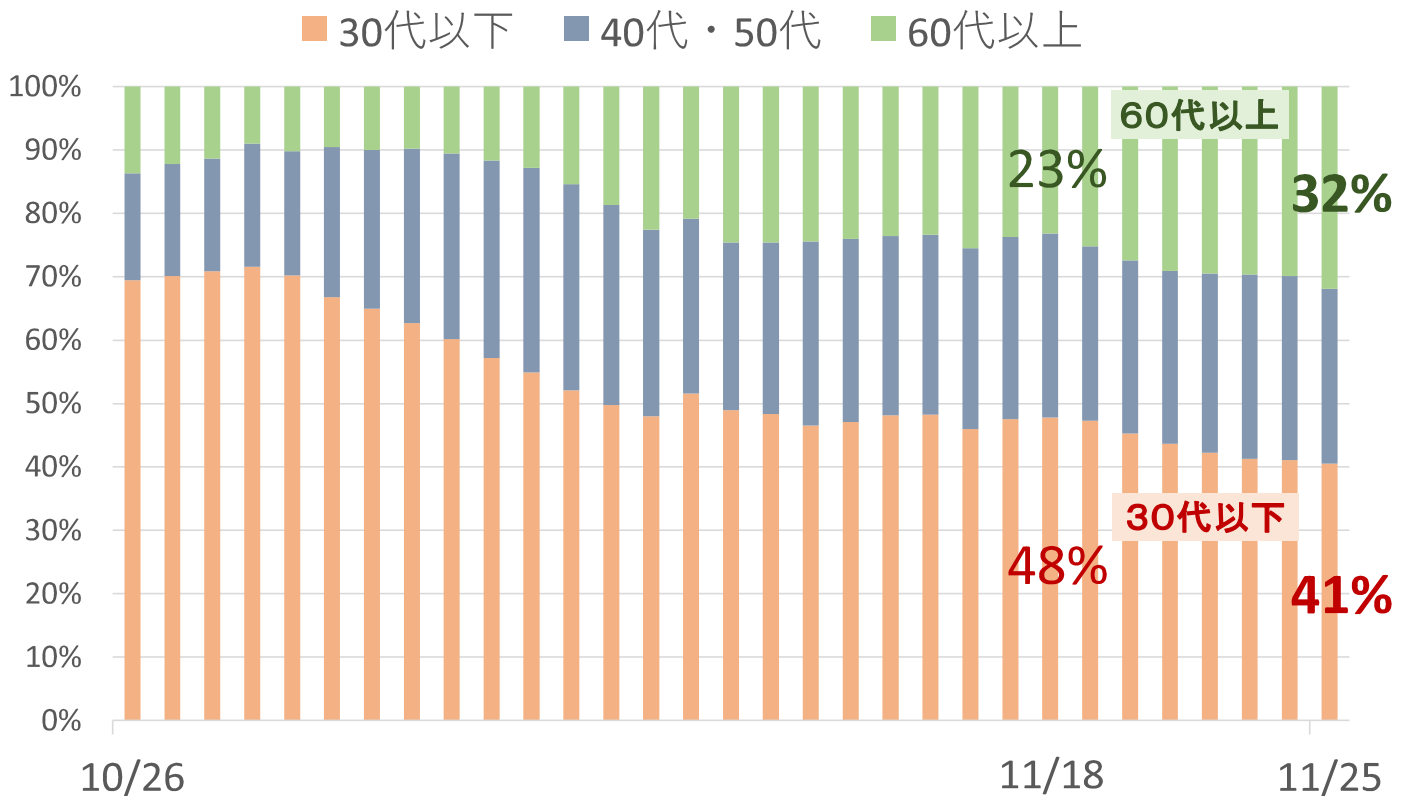
監視体制(指標②)



感染状況(指標③)

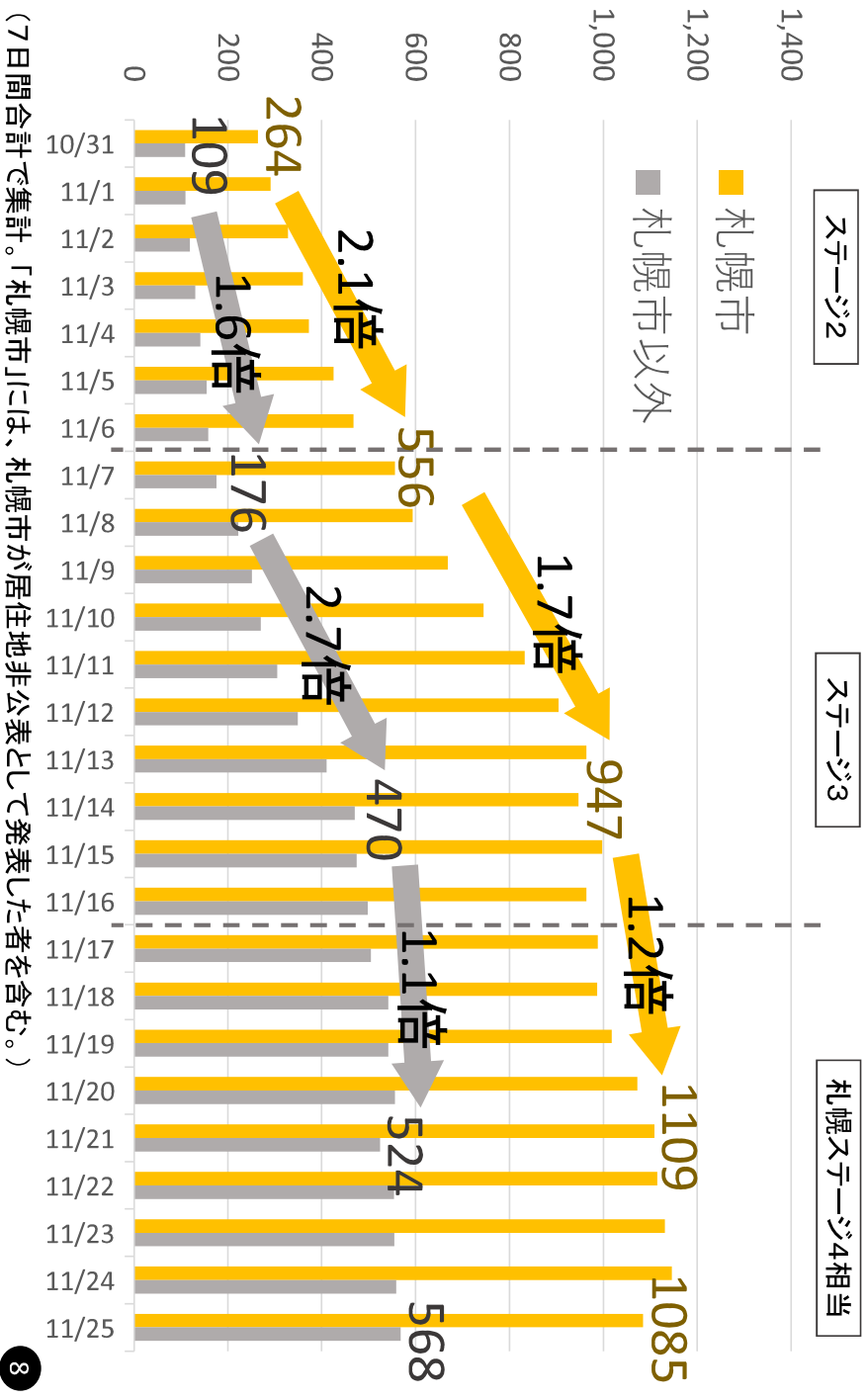


新規感染者の年代別割合(全道)

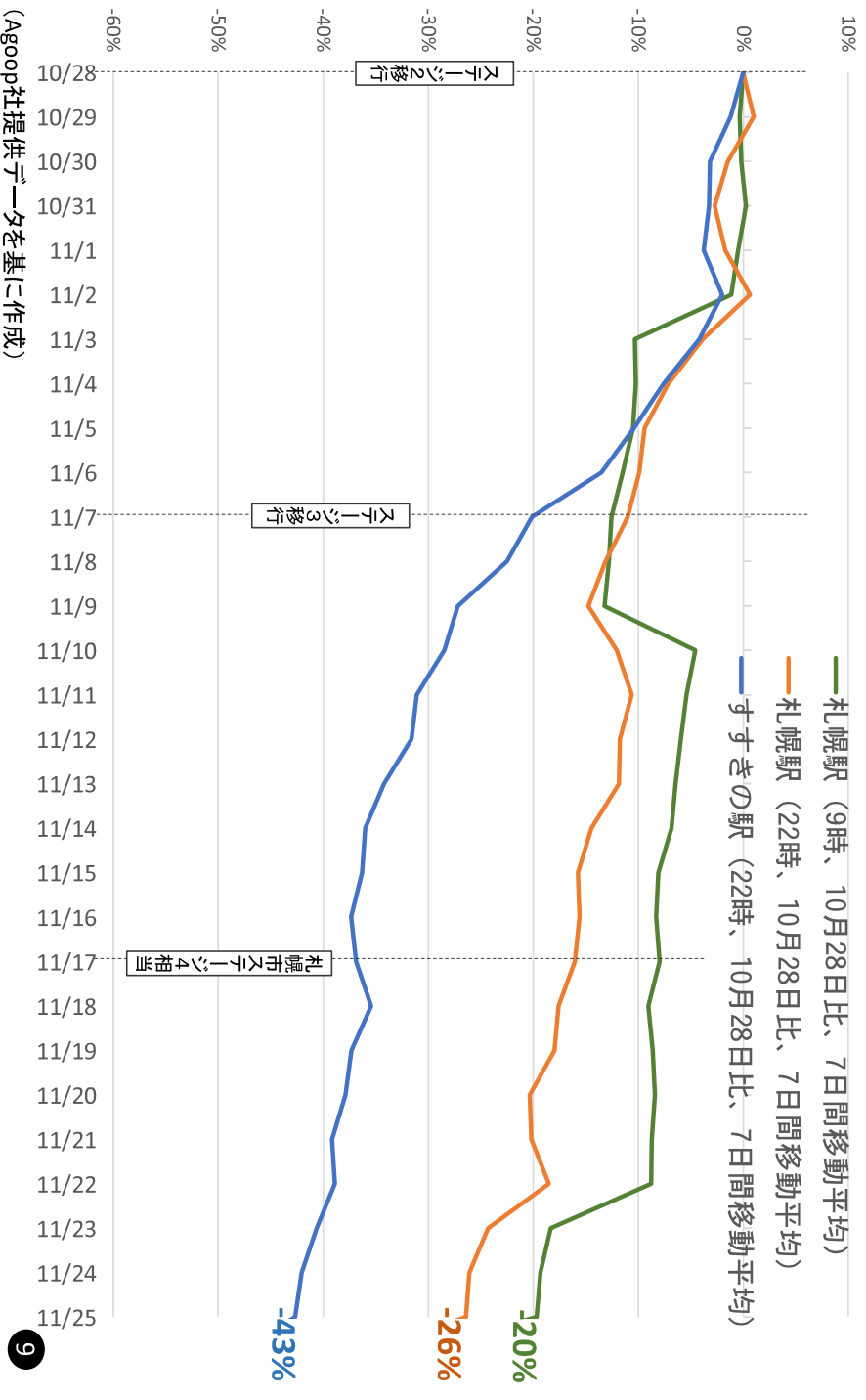


(新規感染者のうち年齢公表分を7日間平均で集計)

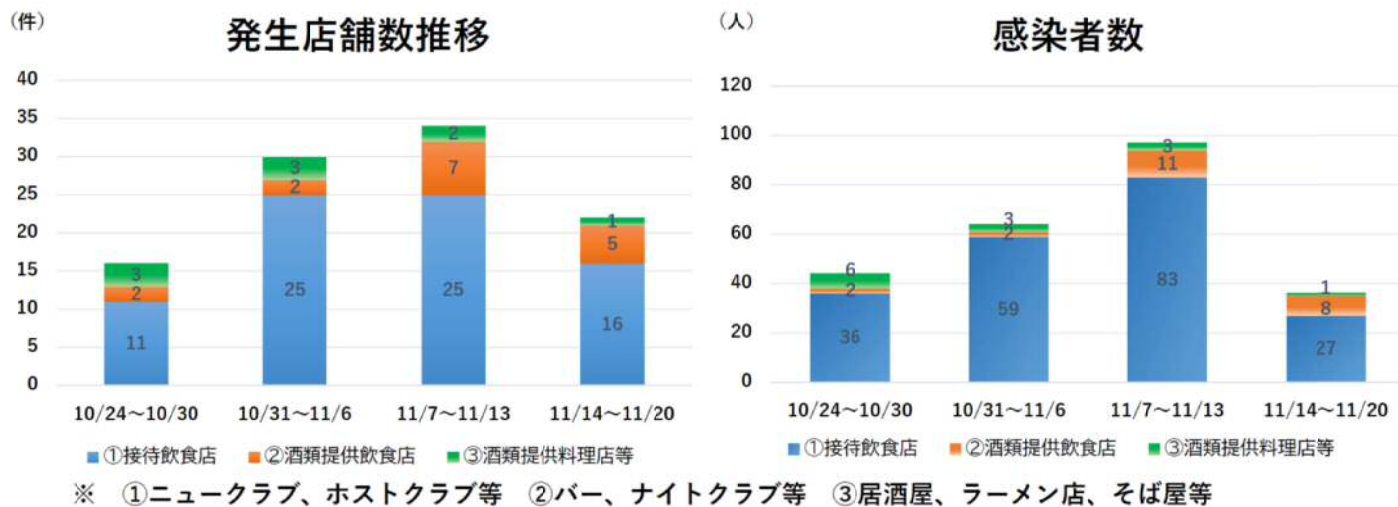
地域別新規感染者数(札幌市／札幌市以外)



札幌駅・すすきの駅周辺の入出(対10月28日比)



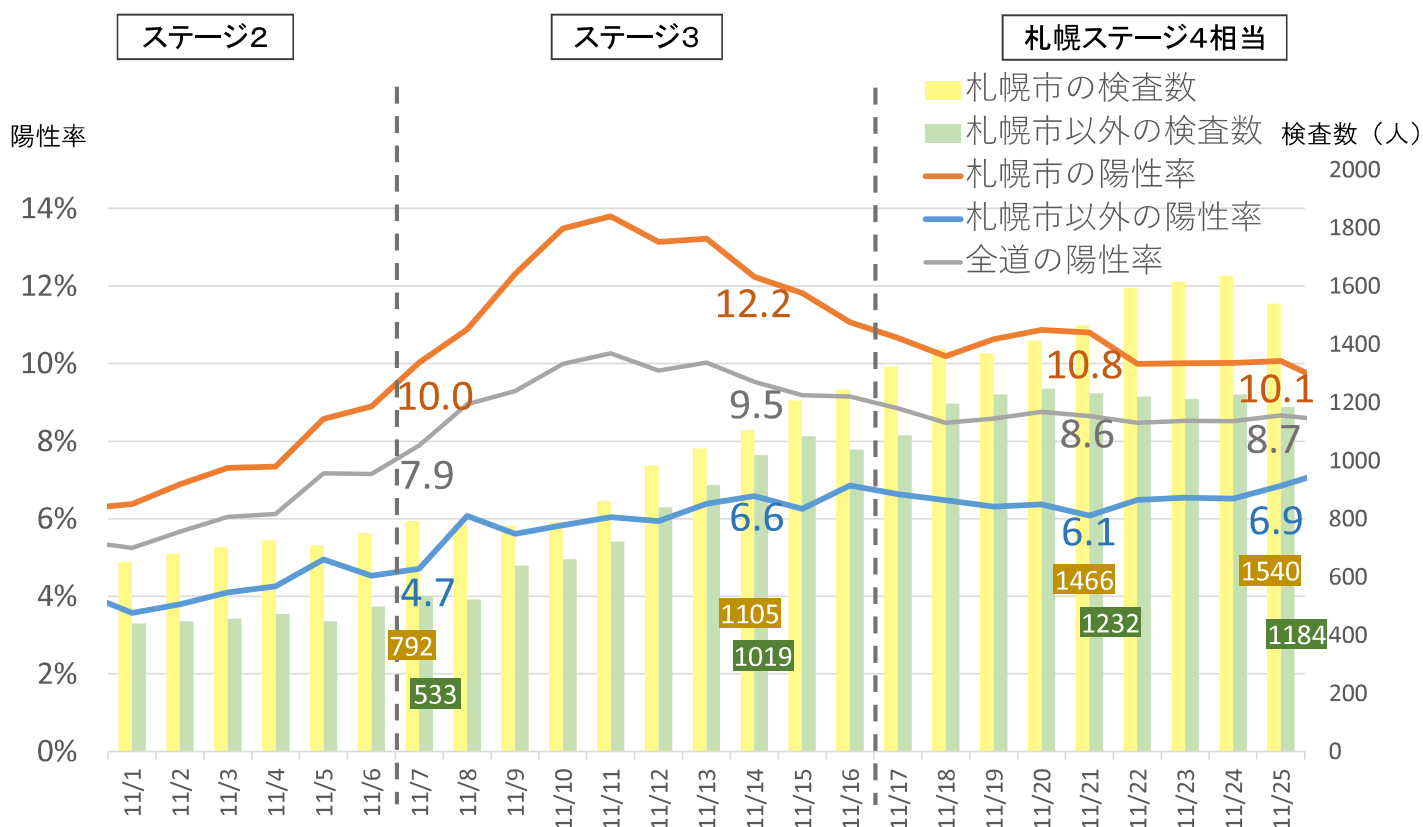
時短要請等による感染状況の推移(札幌市)



➤ 11月以降、減少に転じてはいるものの、接待を伴う飲食店を中心に、依然として感染事例の発生が続いている傾向。

※札幌市提供資料 10

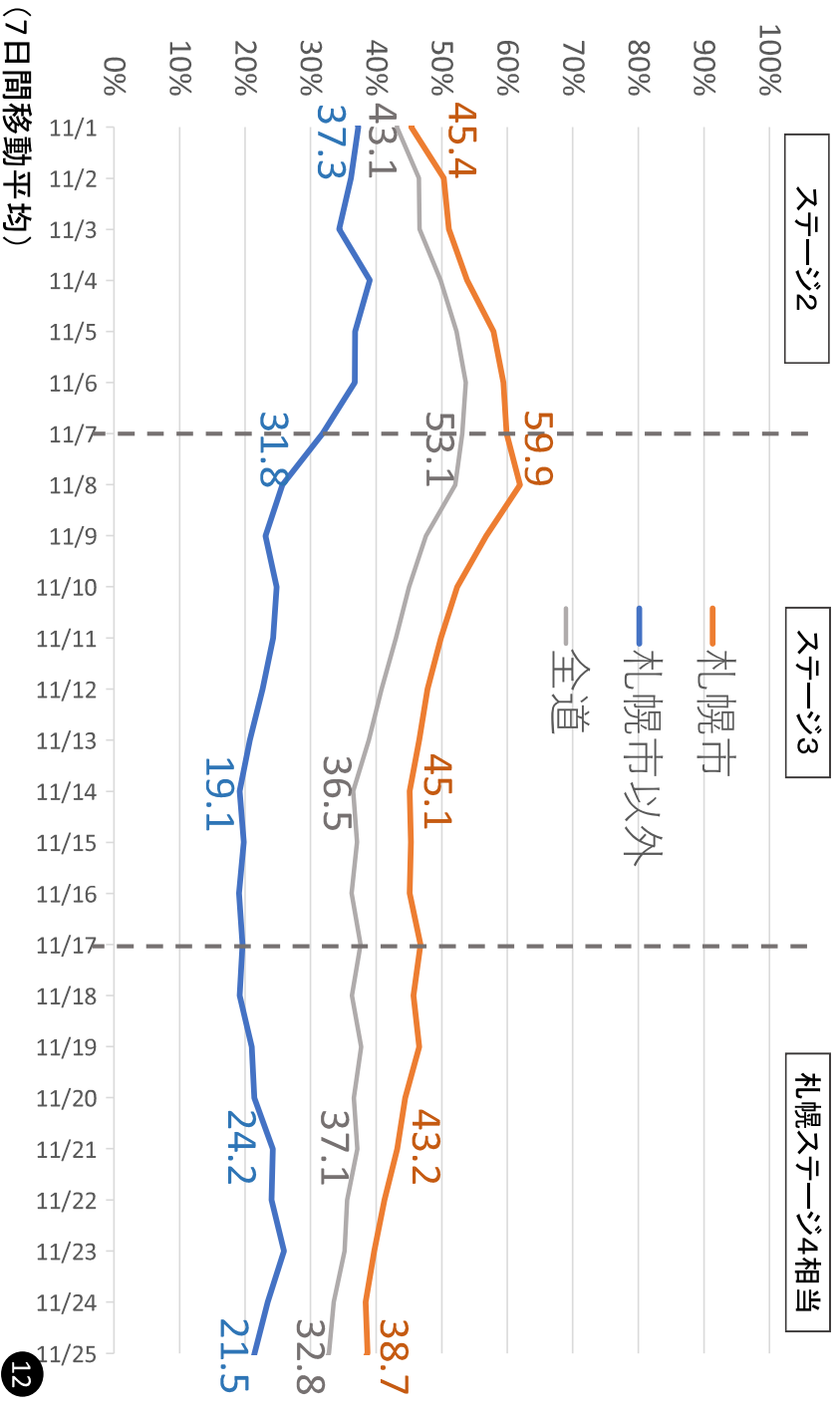
地域別検査数・陽性率(札幌市／札幌市以外)



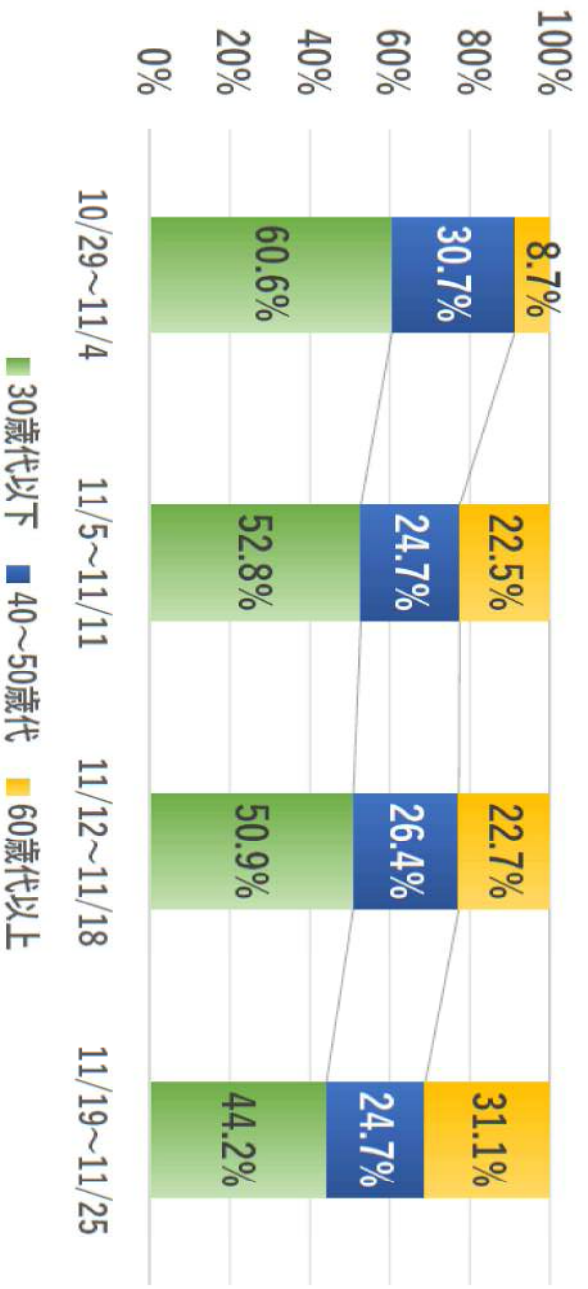
(7日間移動平均)

11

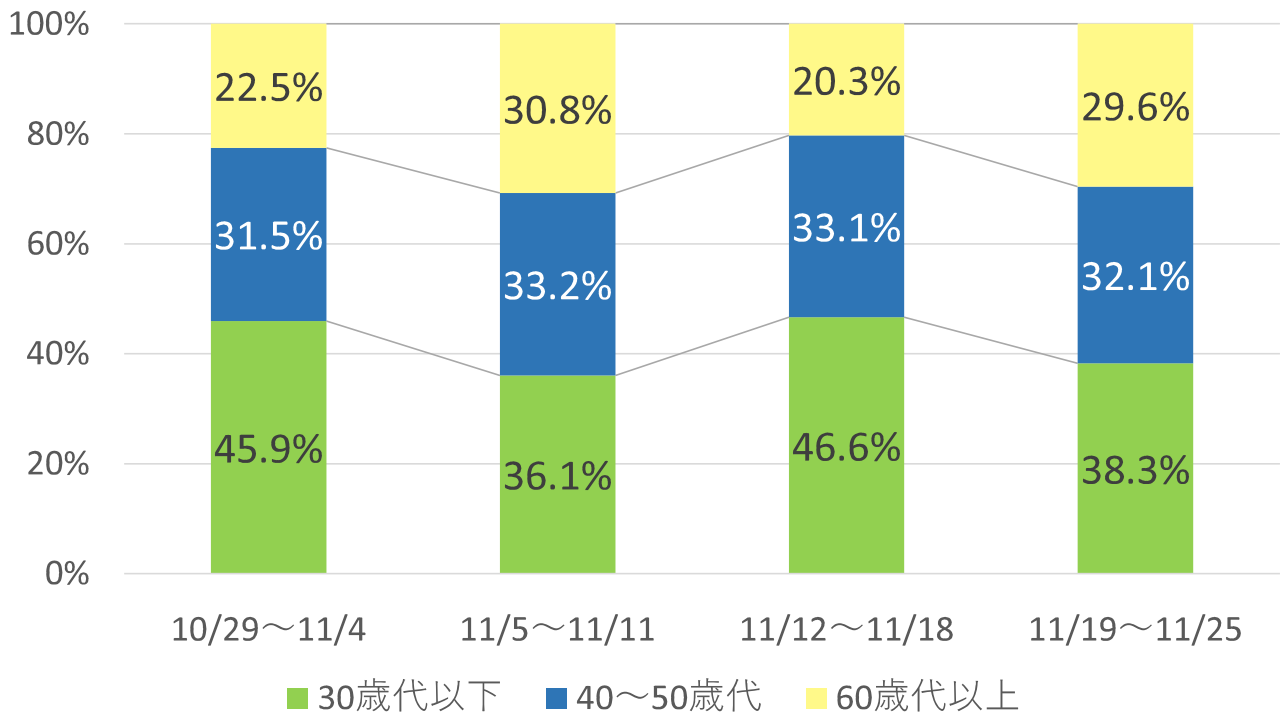
地域別リンクなし割合(札幌市／札幌市以外)



年代別割合(札幌市)



年齢別割合(札幌市以外)



14

集団感染の発生状況(10月と11月の比較)

	札幌市		札幌市以外		合計	
	10月 (1ヶ月間)	11月 (25日間)	10月 (1ヶ月間)	11月 (25日間)	10月 (1ヶ月間)	11月 (25日間)
医療施設・ 福祉施設	3件 (18人)	21件 (497人)	2件 (21人)	12件 (408人)	5件 (39人)	33件 (905人)
飲食店等 (※)	15件 (155人)	11件 (124人)	3件 (20人)	7件 (78人)	18件 (175人)	18件 (202人)
事業所等	2件 (31人)	9件 (101人)	4件 (24人)	7件 (84人)	6件 (55人)	16件 (185人)
学校	1件 (13人)	7件 (98人)	2件 (38人)	3件 (25人)	3件 (51人)	10件 (123人)
合 計	21件 (217人)	48件 (820人)	11件 (103人)	29件 (595人)	32件 (320人)	77件 (1,415人)

※接待を伴うものを含む

15

感染拡大防止に向けた施策について (案)

【令和2年11月26日】

集中対策期間

～これ以上の感染拡大を徹底して抑え込むため、集中的に取り組む施策～

令和2年11月28日(土)から令和2年12月11日(金)まで

期 間

内 容

特措法第24条第9項に基づくより強い協力要請を行うとともに、更なる感染拡大防止対策を実施

特措法第24条第9項に基づく協力要請等の実施

札幌市内

【道民及び札幌市内に滞在している皆様への要請】

- 感染リスクを回避できない場合
 - ・ 不要不急の外出を控える
 - ・ 市外との不要不急の往来を控える
- 札幌市内における接待を伴う飲食店の利用を控える
- 札幌市中央区のうち、南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域・狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域においては、22時から翌5時まで、酒類を提供する施設（酒類提供時間を5時から22時までとしている施設を除く）の利用を控える
- 「新北海道スタイル」の実践を宣言していない店舗や施設の利用を控える
- 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方等）と接する方及び重症化リスクの高い方においては、マスクの着用、手洗いなど感染リスクを回避する行動の更なる徹底
- テレワークや時差出勤などのより一層の徹底
- 国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムの徹底した活用

【札幌市内の事業者の皆様への要請】

- 札幌市内の接待を伴う飲食店について休業を要請（対象区域、施設等は別添のとおり）
- 札幌市中央区のうち、南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域・狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域における酒類提供を行う施設に対し、営業時間等の短縮（対象区域、施設、営業時間等は別添のとおり）
- 新北海道スタイルなど、感染拡大防止対策の再確認と徹底

道内全域（札幌市内を除く）

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

- 感染リスクを回避できない場合
 - ・ 札幌市との不要不急の往来を控える
- 飲食の場面における感染リスクを回避する行動の更なる徹底
- 重症化リスクの高い方と接する方及び重症化リスクの高い方においては、マスクの着用、手洗いなど感染リスクを回避する行動の更なる徹底
- 発熱や咳があるなど体調が悪い場合に外出を控える
- 「北海道スタイル」の実践を宣言していない店舗や施設の利用を控える
- テレワークの推進や時差出勤などの更なる活用
- 国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムの更なる活用

【事業者の皆様への要請】

- 北海道スタイルなど、感染拡大防止対策の更なる徹底

特措法に基づく協力要請の内容の補足 ～ 札幌市内を含む道内全域 ～ （参考）

- 感染リスクを回避できない場合の例
 - 北海道スタイルを実践していない施設等の利用
 - 密閉された屋内において、人との距離が十分に保たれない長時間の会合
 - 飲食の場面においては、大人数、例えば5人以上の集まり、マスクをしない大声での会話、2時間を超えるような長時間の飲食 など
- 体調が悪い場合の例
 - 発熱や倦怠感、咳、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常、筋肉関節の痛み、吐き気がある場合 など

感染拡大防止対策の更なる強化

■感染者の増加を見越した相談診療検査体制の更なる整備

- ・感染の兆候を把握し検査につなげるため、一般相談窓口の体制強化
- ・発熱患者に対する診療体制等の整備
- ・感染拡大地域における重点的なPCR検査等の実施
- ・集団感染が発生した際の振興局ごとの即応体制の整備や「北海道感染症広域支援チーム」の迅速な編成・派遣
- ・感染者が発生した施設に対する感染予防策の徹底などのアフターフォロー

■感染が拡大している地域における療養体制の確保

- ・患者受入医療機関や即応病床数の確保
- ・宿泊療養施設の迅速な確保

■普及啓発等の強化

- ・「普及啓発用資料」の活用、出前講座の実施
- ・札幌市内の多くの人々が利用する場所での集中的な広報
- ・繁華街でのマスク着用などの個別啓発
- ・新北海道スタイルの実践やテレワークの推進など、企業に対する働きかけ

札幌市内の事業者の皆さまへの協力要請

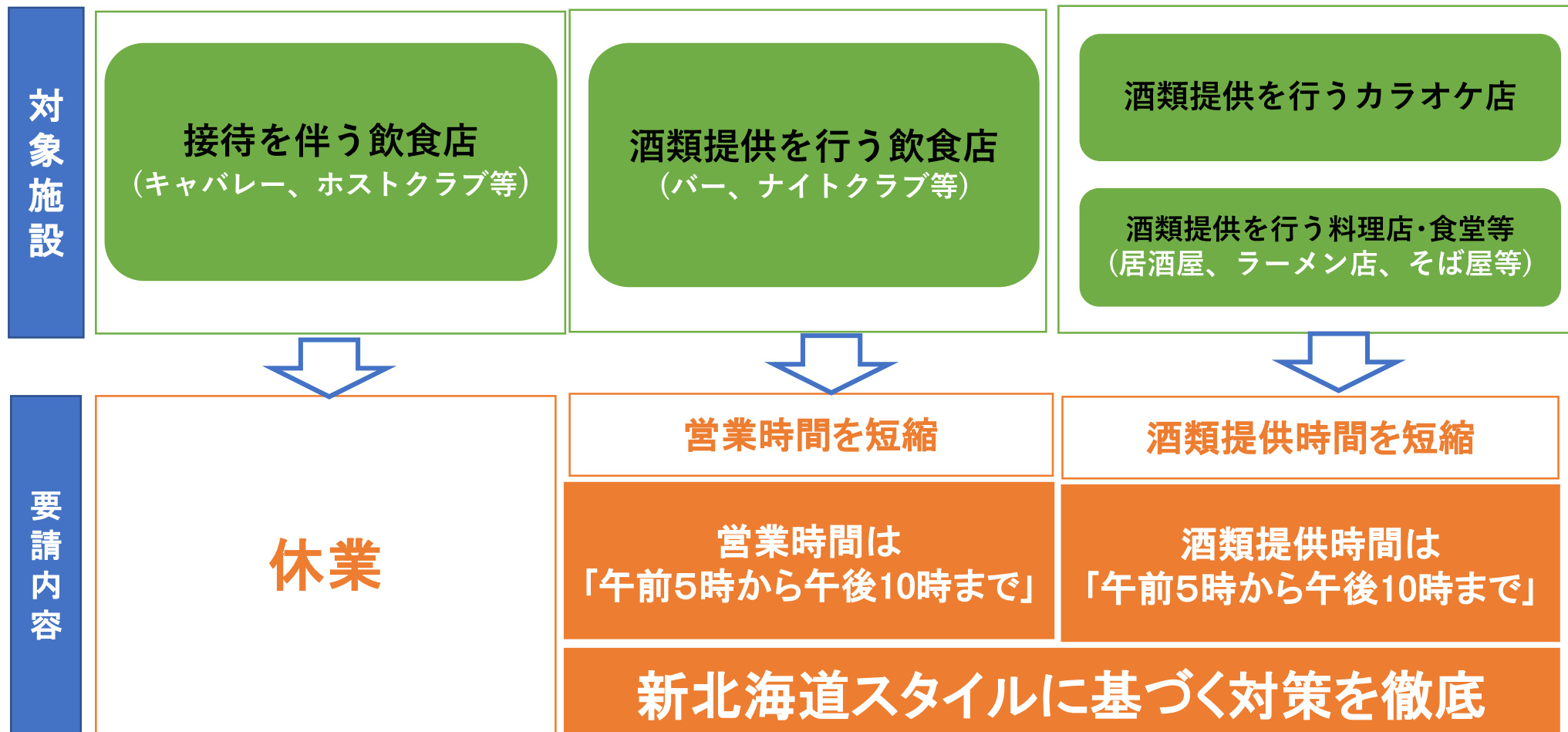
休業

区域	札幌市内
期間	11月28日(土)から12月11日(金)
対象施設	○接待を伴う飲食店

営業時間の短縮等

区域	すすきの地区 (南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域・狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域)
期間	11月28日(土)から12月11日(金)
対象施設	○酒類提供を行う飲食店 ○酒類提供を行うカラオケ店 ○酒類提供を行う料理店・食堂等

対象施設と要請内容



今後のステージの運用及び 感染拡大防止に向けた対策（道案）に対する主な意見

1 専門家等の意見

- ・ 集中対策期間を延長し、新たな対策を実施することは、妥当である。
- ・ 医療提供体制がひっ迫しており、医療を継続するためという点を強調していただきたい
- ・ データを見ると、新規感染者の増加傾向やすすきの感染者数など一定の効果を見られる項目もあり、これ以上の感染拡大の抑制のために現在の方向を継続することに賛成する。
- ・ 11月の特徴となってしまった高齢者施設や医療機関でのクラスター発生を予防するために特化した行動変容にも力を入れていただきたい。
- ・ 不要不急の外出、市外の往来自粛は引き続き徹底の呼びかけが必要である。
- ・ すすきの地区における対策については、結果が伴ってきているのでこのまま継続すべき。また、接待を伴う飲食店の休業要請は、感染拡大抑制に効果的であると考ええる。
- ・ 家庭内や学校内での感染対策を実施するほか、施設への協力依頼のほかに、道民一人一人の感染対策の理解と実施による、蔓延予防が対策になると考える。
- ・ 引き続き、道民の方々の理解・協力が緩むことの無いよう、メッセージを発信いただきたい。
- ・ 介護施設などの状況を踏まえると、重症化リスクの高い方々の感染リスクを回避する行動の徹底の呼びかけは大変重要である。
- ・ とにかく強い措置を短期間で実施し、この状況を打開することが必要。

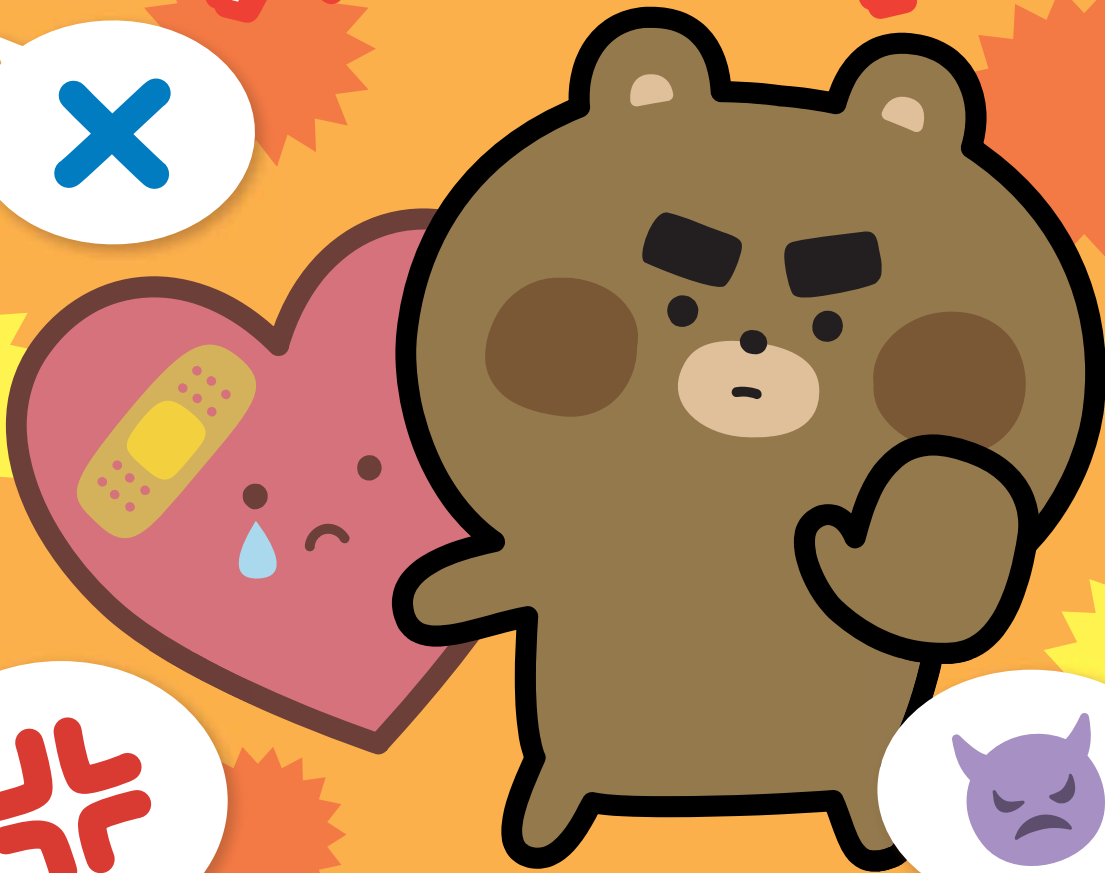
2 市町村・関係団体の意見

- ・ 高校での感染が拡大していることから、「重症化リスクの高い方と接する方等」に限らず全世代へ感染リスクの回避を呼びかけ、行動変容の徹底を促すことが必要である。
- ・ 札幌市での感染者が増えている状況を踏まえると今回の対策に、異論は無い。
- ・ 「感染リスクを回避できる場合」でも、できるだけ控えるというメッセージの方がわかりやすいと考える。

- ・感染拡大防止と経済活動の両立に向け、今回の追加対策により、全道全域で経済が冷え込むことのないよう、企業の倒産や従業員の雇い止めに繋がることのないよう、継続的な支援が必要である。
- ・感染拡大が一定程度収まった後には、特に大きな打撃を受けた交通、飲食、宿泊、観光事業者などの業種に関わる需要の積極的な喚起策を講じていただきたい。
- ・今回の対策は、バス事業者の経営をさらに圧迫することになることから、地域の公共交通を守るという観点からの支援を要望する。



差別・いじめは ダメだベヤ



©やべーベヤ

コロナにかかってしまった人やそのご家族、
そしてお医者さん・看護師さんをはじめ、私たちの生活を支えてくれている皆さんが、
偏見・差別・いじめなどにより心を痛め、傷つき、悲しんでいます。

差別やいじめなどの行為をしてはいけません!!

困ったときは、一人で悩まず、相談してください。

●子ども相談支援センター

電話 0120-3882-56 (無料)

メール doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp



●子どもの人権110番

電話 0120-007-110 (無料)

URL <https://www.jinken.go.jp/kodomo>





正しく理解し、 思いやりのある行動を

道民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症にかかってしまった人、そのご家族、そして医療従事者の方々をはじめとした、私たちの生活を支えてくれている皆さんが、いわれなき偏見・差別・いじめなどにより心を痛め、傷つき、悲しんでいます。

不確かな情報に惑わされ、差別やいじめなど人権侵害につながるような行為をしてはいけません。

困ったときは、一人で悩まず、相談してください。

子ども相談
支援センター
(無料)

0120-3882-56

メール doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp



新型コロナウイルス
人権相談窓口

011-206-0497

メール cov.jinken@pref.hokkaido.lg.jp

